法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部湯沢支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「横手市」を「横手市　湯沢市」に、「仙北郡」を「仙北郡　雄勝郡」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「、湯沢支局」を削り、同条第二項を削る。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「湯沢　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一湯沢人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十九条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九の次に次の一条を加える。

（法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める基準）

第二十四条の十　法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

二　当該指定に係る市町村の区域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。

第三十条中「同令第二十四条の九第三項」との下に「、第二十四条の十中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十九条第一項」と」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百八十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十八年五月十六日から効力を生ずる。

平成二十八年四月七日

法務大臣　岩城　光英

「秋田地方法務局湯沢支局」を削る。

○外務省告示第百十三号

平成二十八年三月二十一日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十八年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十二億九千八百万円（一七、二九八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国道五号線改修計画（プレックダムースレアマアム間）（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(a)　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。